

## 第 1 3 3 回加東市議会一般質問

質問項目は次のとおりです

と き            9 月 1 7 日（木） 午前 9 時 3 0 分～  
                    9 月 1 8 日（金） 午前 9 時 3 0 分～  
                    （※ 2 日間にわたり一般質問を行います）

ところ           加東市役所 議場（5 階）

| 日付                 | 順序 | 質 問 者     | 質 問 事 項                                                                                  |
|--------------------|----|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 8 年 9 月 18 日（金） | 1  | 小 林 智 広   | 1 部活動の地域展開と地域クラブについて<br>2 旧小学校跡地の活用方法について                                                |
|                    | 2  | 長 谷 川 幹 雄 | 1 東条川の中州の堆積物除去について再度問う<br>2 東条西ふれあい館の今後について                                              |
|                    | 3  | 高 瀬 俊 介   | 1 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に関して                                                              |
|                    | 4  | 岸 本 眞 知 子 | 1 戦没者慰霊碑の維持管理について再度問う<br>2 外国人住民の生活騒音と近隣トラブルについて                                         |
|                    | 5  | 土 肥 昭 彦   | 1 農業（稲作）について                                                                             |
|                    | 6  | 松 本 美 和 子 | 1 学校における子どもたちの水分補給環境の整備について<br>2 学校図書室を長期休業中の子どもたちの学びと居場所に<br>3 学校再編によって地域の防災力を低下させないために |

令和 8年 8月 26日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 小林 智広

---

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

| 番号 | 質 問 事 項 (35 字以内)   |
|----|--------------------|
| 1  | 部活動の地域展開と地域クラブについて |
| 2  | 旧小学校跡地の活用方法について    |
| 3  |                    |
| 4  |                    |
| 5  |                    |

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

**【第1項目】部活動の地域展開と地域クラブについて**

教師の働き方改革の一環として、義務教育での部活動は令和10年度総体終了後に廃止することが決定している。中学生が今まで自己負担なしで受けることが出来ていたサービスを受けられないことや教師と生徒の信頼関係を構築する架け橋となっていた役割が無くなることを危惧する。

しかしながら、国の方針であるため、市としては対応すべき課題として捉え、中学生が複数の競技に触れ合う機会が増えるなど副次効果も期待しつつ、仕組み・枠組みを充実させる必要があると考える。

令和10年度に向けた地域クラブの仕組み作りについて、以下8点質問する。

◆質問1：地域クラブは市からクラブへの委託業務となるのか。それとも完全に民営化となるのか。その場合、各クラブへの補助金は交付されるのか。

◆質問2：吹奏楽のような資機材が高額になるようなクラブに対して補助金は交付されるのか。

◆質問3：地域クラブとして体育館競技の場合、他のスポーツ団体も含めて、十分な体育館施設数が確保出来ているのか。例えば、旧小学校跡地体育館の地域クラブへの解放は考えられないか。

◆質問4：グラウンド競技も体育館競技と同様に十分な施設数が確保出来ているのか。例えば、小学生対象の少年野球のグラウンドは確保出来ているのか。

◆質問5：活動したいクラブの種類によって、活動場所が変わるため、子供達の移動手段が問題になると思うが、市として対策するのか。

◆質問6：市民から指導員を選抜するが、毎日活動することは可能なのか。  
毎日活動できないクラブは部活動レベルの技術習得が得られないのでは。

◆質問7：指導員のパワハラなどによる問題が発生した場合の責任の所在はどこになるのか。

◆質問8：認定団体KとTとCに区別されているが、「多世代が活動し、交流を目的とする認定団体T及びレクリエーションを目的とする認定活動C」と「加東市体育施設公益活動登録団体」、「加東市公民館等登録団体」との違いは何なのか。認定団体T及び認定活動Cとして、一緒にまとめられないのか。

## 【第2項目】旧小学校跡地の活用方法について

旧小学校の跡地活用について、6月の定例会時に一般質問したが、未通告分の質問があったため、通告した上で今回質問を行う。

### ◆質問1：旧小学校は指定避難所としての機能が残るのか。

1：旧社小学校は北播磨県民局へ貸付後、民間企業への売却を検討しているが、最終的に指定避難所としての機能は残るのか。

2：旧福田小学校はプロポーザル公募予定であるが、最終的に指定避難所としての機能は残るのか。

3：旧米田小学校・こども園は市として有効な活用方法を模索中だと思うが、旧米田小学校は高台の立地であること、米田小学校区の指定避難所が現在でも2カ所しか無い点を勘定し、指定避難所としての機能を残すべきと考えるが、そのように計画しているのか。

4：旧三草小学校は県立北はりま特別支援学校分校を設置することが決定しているが、三草小学校区の指定避難場所が現在でも2カ所しか無い点を勘定し、指定避難所としての機能を残すべきと考えるが、そのように計画しているのか。

5：1～4を指定避難場所として機能させる場合、十分な物資(食料、ブルーシート、毛布など)や冷房施設が必要になると思うが、災害時の救援物資の保管場所はどこなのか。また救援物資を指定避難所まで届ける仕組みは外部委託なども含め、どのようになっているのか。

### ◆質問2：跡地活用の効果について

1：旧社小学校は県民局への貸し出し後、民間への売却を検討しているが、県民局への土地貸し出しにおける市の歳入はいくらか。また民間へ売却した場合、その経済効果はどの程度を期待しているのか。

2：旧福田小学校はプロポーザル公募予定であるが、その経済効果はどの程度を期待しているのか。

◆質問3：旧三草小学校の跡地には県立北はりま特別支援学校分校を設置することが決定しており、令和8年3月2日の総務文教常任委員会の中で市は県に建物を無償譲渡し、土地は無償貸付とするとあったが、間違いはないか。

令和 8 年 8 月 28 日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 長谷川幹雄

---

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

| 番号 | 質 問 事 項 (35 字以内)     |
|----|----------------------|
| 1  | 東条川の中州の堆積物除去について再度問う |
| 2  | 東条西ふれあい館の今後について      |
| 3  |                      |
| 4  |                      |
| 5  |                      |

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

1 項目め、東条川の中州の堆積物除去について再度問う

昨年6月に一般質問させて頂き、堆積物(樹木等)を即座に撤去して頂きました。しかし、今年になっても、堆積物(樹木等)が残っており、撤去して頂いた所も凄く草木が伸びて茂っております。今回は昨年より上流部の新定公民館南側に樹木が2本ほど茂っております。降雨が少なく今のところは大丈夫だと思いますが、他市のように線状降水帯が発生すれば、非常に危険であると思います。よって早期に撤去して頂ければと思いますが、見解を伺います。

2 項目め、東条西ふれあい館の今後について

昨年、総務文教常任委員会で所管事務調査をさせて頂きました。その当時も相当建物自体が傷んでおりましたし、大きな補修はしないと言われておりました。

利用者のいないこの建物は解体の方向で進むのか、見解を伺います。

令和 8 年 8 月 28 日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 高 瀬 俊 介

---

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

| 番号 | 質 問 事 項 (35 字以内)          |
|----|---------------------------|
| 1  | 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に関して |
| 2  |                           |
| 3  |                           |
| 4  |                           |
| 5  |                           |

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

国においては、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、総合に人格と個性を尊重しつつ、支えあいながら共生することを目的に令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。

学習要領総則では、高齢者に関する教育について「学校は児童（生徒）が高齢者と自然にふれあい交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや、思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である」と示している。このことをふまえ2点質問致します。

- （1点目） 本法律の基本理念の7項目のなかにも定めていますが学校教育の現状と認知症基本法の施行をふまえ、今後どのように学習を進めていくのか。
- （2点目） 認知症基本法施行をふまえ、認知症を取り上げ具体的な学習はされているか。

以上質問致します。

令和 8 年 8 月 28 日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 岸本眞知子

---

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

| 番号 | 質 問 事 項 (35 字以内)      |
|----|-----------------------|
| 1  | 戦没者慰霊碑の維持管理について再度問う   |
| 2  | 外国人住民の生活騒音と近隣トラブルについて |
| 3  |                       |
| 4  |                       |
| 5  |                       |

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

1. 戦没者慰霊碑の維持管理について再度問う

令和6年6月第120回定例会で同項目の質問をさせていただいております。

厚生労働省は、民間建立の戦没者慰霊碑について、従来から自治体に移設等を行う場合の費用を補助していますが、令和7年度に、補助上限を50万円から100万円へ引き上げられております。さらに、令和8年度には「地域における慰霊と記憶継承の検討の支援」という新しい取組みも位置付けられております。

前回の質問では、市内において14か所の慰霊碑を把握しているが、実態は不明であると答弁をいただいております。また、遺族会等の継続的な協議の場を設けるとも答弁をいただいております。

戦没者慰霊碑は、単なる石碑ではなく、先の大戦で尊い命を失われた方々を慰霊するとともに、その歴史や平和の大切さを後世に伝えるものだと私は考えております。これまで、遺族の皆さまや地域の皆さまが大切に見守ってこられたことに、敬意を表したいと思います。

一方で、建立から長い年月が経っている慰霊碑もあり、これから先、管理されている方々の高齢化や担い手不足によって、維持管理が難しくなることも考えられます。改めてこれらのことを踏まえ、2点質問いたします。

①市内の慰霊碑の実態調査について

場所、建立年、建立者、所有者、現在の管理者、敷地の所有者、管理費用、清掃・草刈の実施者、老朽化の状況、将来の管理者まで、市として把握されているかを問います。

②遺族会との協議について

現在、市と遺族会との間で、戦没者の慰霊・顕彰について、今後の在り方や新たな慰霊の場を設けることも含めて、何らかの協議や意見交換が行われているのかお尋ねします。

## 2. 外国人住民の生活騒音と近隣トラブルについて

近年、加東市におきましても外国人の住民が増加しております。外国人の方々が地域社会の一員として暮らしていただくことは大切ですが、一方で生活習慣や文化の違いなどから、生活騒音やゴミ出しなど、近隣住民とのトラブルが生じることも懸念されます。加東市では、外国人住民向けに生活ルールを多言語で案内する取組も行われていますが、次の3点について伺います。

### ①実態について

外国人住民に関係する生活騒音や近隣トラブルについて、市は相談や苦情の実態を把握されていますか。また、どのように認識されていますか。

### ②ルールの周知について

加東市には、市民が守るべき条例や生活上のルールがありますが、外国人住民に対しても、これらのルールをわかりやすく、確実に周知することが必要だと考えます。どのような方法で周知されているのか伺います。

### ③今後の取組について

外国人住民が今後さらに増えることを考えますと、トラブルが起きてから対応するのではなく、事前に生活ルールを理解していただくことが重要です。企業や地区自治会とも連携し、外国人住民に対して、生活ルールや近隣への配慮をより徹底して周知されるお考えはありますか。

令和 8年 8月28日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 土肥昭彦

---

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

| 番号 | 質 問 事 項 (35 字以内) |
|----|------------------|
| 1  | 農業（稲作）について       |
| 2  |                  |
| 3  |                  |
| 4  |                  |
| 5  |                  |

【質 問 要 旨】（具体的・明確に記載してください。）

農業（稲作）について

1 点目

加東市の農業といえば、全国に誇る酒米の王者「山田錦」が特産品であり、近年では健康志向の高まりを背景にもち麦の生産拡大などブランド化やPRに向けた多大なるご協力にまずは敬意を表したいと思います。

一方で本市の農業の基盤であり、私たちの毎日の食卓を支える「主食用米」に目を向けると山田錦やもち麦ほどには、その魅力や地元産としてのアイデンティティが市民や広く一般にPRされていないのではないかという思いを持っています。

少子高齢化や米離れが叫ばれる中、市内の主食用米の消費拡大や地産地消の推進、さらには付加価値を高めるための取り組みは、農業所得の向上や農業者のモチベーション維持の観点からも極めて重要と考えます。

そこで質問です。

酒米やもち麦などにとどまらず、私たちが日常的に口にする「加東市産の主食用米」に焦点を当て、その魅力をどのように発信し、消費拡大に向けてどのような努力や支援を行われているのか、現在の取り組みと今後の展望について見解を伺います。

2 点目

加東市は豊かな水田地帯が広がる全国有数の「米どころ」と私は認識しています。

国で例えるなら米の「輸出国」とも言える地域資源を有していると思います。

しかしながら、日頃私たちが利用する市内のスーパーなどの店頭においては地元加東市産の飯米を見かけることはほとんどありません。

記憶に新しい「令和の米騒動」では、店頭からお米が姿を消し、一般的な商店で日常の主食米を購入されている市民の皆様は大変な苦労を強いられました。

米農家さん自身は一定の備蓄を確保しているものの、非農家世帯や子育て世代、さらには日々の営業を支える市内事業所など、一般の生活者は流通の混乱や不測の事態に対して非常に脆弱な立場に置かれています。

南海トラフをはじめとする大規模自然災害や、近年の異常気象による不作リスクがいつ現実のものになるとも限らない中、市民の命と生活の基本である「主食」をど

う守るのかは、自治体の重大な責務であると考えています。

主食用米の生産は生産者個人の決定であり、個人契約やＪＡを通じた流通に委ねられているため、市が直接介入できないことかもしれませんが、ひとたび大規模災害や深刻な米不足が発生した際、市民が「米どころに住んでいながら地元の米に行き着けず飢える」ような事態に陥らないように事前に対策をする必要があると考えます。

そこで質問です。

不測の事態や災害発生時において市民や事業者の生活を守るという危機管理・セーフティーネットの観点から、市内の農業者、ＪＡ、さらには流通・小売業者との間に緊急時における加東市内での主食用米の融通や優先供給に関する協定やネットワークを平時から構築しておくお考えはありませんか。

令和 8年8月28日

加東市議会議長 別 府 み ど り 様

加東市議会議員 松本 美和子

---

## 一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

| 番号 | 質 問 事 項 (35 字以内)          |
|----|---------------------------|
| 1  | 学校における子どもたちの水分補給環境の整備について |
| 2  | 学校図書室を長期休業中の子どもたちの学びと居場所に |
| 3  | 学校再編によって地域の防災力を低下させないために  |
| 4  |                           |
| 5  |                           |

# 1. 学校における子どもたちの水分補給環境の整備について

今回は、子どもたちの熱中症対策と、学校における水分補給の環境について質問します。

近年、夏の暑さは以前とは比べものにならないほど厳しくなっています。

現在、加東市の小中学校では、水筒を持参することが基本となっています。しかし、夏場は登下校や体育、休み時間、部活動などで多くの水分を消費するため、水筒だけで一日分の水分を確保するには限界があります。

水筒を大きくすれば、その分重くなり、特に小学生の負担にもなります。

また、学校では水道水を飲み水として利用していますが、夏場には水が生ぬるくなります。

熱中症対策では、「水分を取るよう指導する」だけでなく、子どもたちが実際に水分を取りやすい環境を整えることが重要ではないでしょうか。

そこで伺います。

## ① 夏場の水道水と水分補給の状況について

夏場に水道水が生ぬるくなることについて、教育委員会はどのように認識しているのでしょうか。

また、各学校で子どもたちが十分に水分補給できているのか、実態を把握しているのでしょうか。

## ② 各学校への冷水器の設置について

そこで、各小学校・中学校に冷水器を少なくとも1台、可能であれば2台程度設置してはどうでしょうか。

水筒の容量を大きくするだけでなく、学校で必要なときに水分を補給できる環境をつくるという考え方が必要だと思います。

冷水器は比較的安価なものでは10万円程度からあります。8月4日の合同審査会において、こども未来部長も検討するとお答えされたと記憶しております。

検討された際に、各学校への設置費用はどの程度になると見込んでいるのでしょうか。

また、熱中症対策として、早期の設置を検討する考えはないのでしょうか。

## ③ 水筒だけに頼らない水分補給環境について

暑さがこれほど厳しくなっている今、子どもの水分補給を家庭から持参する水筒だけに頼るのではなく、学校側にも一定の水分補給環境を整える役割があるのではないのでしょうか。

今後の熱中症対策として、水筒だけに頼らず、学校内で必要なときに水分を補給できる環境を整える考えについて、教育委員会の見解を伺います。

## 2. 学校図書室を長期休業中の子どもたちの学びと居場所に

次に、学校図書室の活用について質問します。

東条学園や社会学園などには、子どもたちが読書や学習ができる立派な図書室があります。

しかし、夏休みや春休みなどの長期休業中には、図書司書の勤務の関係などから利用できない状況があります。

一方、夏休みにはアフタースクールを利用する子どもたちが増えます。

近年の厳しい暑さで外遊びを控える日も多く、限られた室内に多くの子どもたちが長時間過ごすことにもなります。

そこで、既にある学校図書室を、長期休業中の子どもたちの学習・読書・居場所として活用できないかと考えます。

### ① 長期休業中の図書室開放について

現在、長期休業中に学校図書室を閉室している理由と、図書司書の勤務・管理体制について、市はどのように認識しているのでしょうか。

また、図書司書の勤務日数や勤務期間だけにとらわれず、開室する曜日や時間を限定したり、学校職員や地域人材、ボランティアなどの協力を得たりすることで、図書室を開放することはできないでしょうか。

長期休業中の学校図書室の開放について検討する考えはないでしょうか。

### ② アフタースクールとの連携について

夏休みなど、アフタースクールの利用児童が多い時期には、暑さのため外遊びができず、室内の過密が生じることも考えられます。

そこで、学校図書室を読書や宿題、静かに過ごす場所として活用すれば、子どもたちの居場所を分散させることにもつながります。

学校図書室とアフタースクールを連携させ、長期休業中に図書室を子どもたちの学習・読書・居場所として活用するモデル事業を実施できないでしょうか。

まずは東条学園や社会学園など、環境の整っている学校で試験的に実施することも考えられると思います。

### ③ 「施設をつくる」から「施設を使い切る」へ

新しい学校施設を整備するには、多くの財源が必要です。

だからこそ、施設をつくって終わりではなく、一年を通して子どもたちのためにどれだけ有効活用できるかという視点が必要です。学校図書室を長期休業中にも活用できれば、子どもたちの学びや居場所の確保だけでなく、アフタースクールの過密や暑さ対策にもつながります。

新しく整備された学校図書室を、長期休業中にも子どもたちが利用できる「学びと居場所」の場として開放する仕組みを検討していただけないでしょうか。

### 3. 学校再編によって地域の防災力を低下させないために

近年、地震や豪雨、台風など、いつ大規模な災害が発生するかわからない状況の中で、地域住民が安全に避難できる場所を確保することは、命と安全を守る上で大変重要です。

学校は子どもたちが学ぶ教育施設であると同時に、災害時には地域住民の避難所や防災拠点として重要な役割を担っています。

現在、滝野東小学校は指定避難所となっており、屋内収容可能人数は 591 人とされています。

しかし、学校再編により滝野東小学校と滝野南小学校は閉校となる予定です。

学校再編を進めるに当たっては、教育環境だけでなく、これまで学校が担ってきた地域の防災機能をどのように維持していくのかについても、同時に検討する必要があると考えます。

特に、高齢者や障害のある方、小さな子どもを連れた家庭にとっては、遠くの避難所まで移動することは大きな負担となります。

そこで、以下の点について伺います。

#### ① 学校閉校後の避難所機能について

現在、滝野東小学校は 591 人を収容できる指定避難所となっています。

また、滝野南小学校についても、指定避難所となっています。

両校の閉校後、将来的に避難所として利用できなくなる場合、これまで両校が担ってきた避難所機能を、市としてどのように確保していく考えでしょうか。

特に、現在、滝野東小学校や滝野南小学校への避難を想定している住民を、具体的にどの避難所へ、何人程度避難させる計画なのか、お示ください。

単に市全体として避難所の収容人数が確保されているということではなく、実際に災害が発生した際、

「どの地域の住民が、どこへ避難するのか」という具体的な計画が必要ではないでしょうか。

また、高齢者や障害のある方など、避難に支援が必要な方への影響や、避難所までの距離、移動時間について、市としてどのように考えているのか伺います。

## ② 夏季の避難所環境と暑さ対策について

近年の猛暑を考えると、避難所については収容人数を確保するだけでなく、避難した住民が安全に過ごせる環境を整えることが必要です。

特に、高齢者や乳幼児、障害のある方などにとって、夏季の避難生活における暑さは命に関わる問題です。

しかし、現在、滝野東小学校、滝野南小学校の体育館には空調設備がありません。

仮に夏の猛暑の中で災害が発生し、多くの住民が避難してきた場合、この環境で安全な避難生活を確保できているのでしょうか。

また、災害時には停電が発生する可能性もあります。

そこで伺います。

滝野東小学校及び滝野南小学校について、空調設備がない中、夏季の災害時に避難者の暑さ対策をどのように行うことを想定しているのか。

スポットクーラーや冷風機、扇風機などの設備は確保されているのか。

## ③ 学校再編と地域防災を一体的に考えるべきではないか

学校を一つ閉じるということは、教育施設を一つ減らすだけでなく、地域の防災拠点の一つ失うことにもつながります。

だからこそ、学校再編と防災計画を別々に考えるのではなく、一体的に検討する必要があると思います。

新しい滝野地域小中一貫校についても、教育施設としてだけでなく、災害時にどのような役割を担うのかを明確にしておく必要があります。

そこで、市長に伺います。

学校再編によって教育環境がよくなる一方で、地域の防災力が低下することがあってはならないと考えます。

滝野東、滝野南小学校の閉校後も避難機能に空白が生じないよう、

- ・代替避難所の確保
- ・収容人数
- ・避難経路
- ・要配慮者への対応

- ・夏場の暑さ対策

- ・非常用電源

などを含め、学校再編と一体となった地域防災の計画を整えるべきではないでしょうか。

市長の考えをお聞かせください。





